障 福 第 1 8 1 3 号 平成 1 8 年 1 1 月 1 4 日

障害者自立支援法に地域の声 を届けよう北海道実行委員会 実行委員長 坂内洋士 様

北海道保健福祉部長石 川 久 紀

障害者自立支援法の施行に関する要望等について さきに要望のあった事項について、別紙のとおり回答します。

(内)25-704

(精神保健医療グループ)



- 1 精神障害者施策の実施について
- (1)障害者自立支援法のポイントである障害者施策を3障害の一元化 を図ることから改めて重度心身障害者医療費助成制度に身体及び 知的と同様に精神障害者を加えることを検討してください。

【道の考え方】

平成18年4月から障害者自立支援法が施行されたことに伴い、これまで障がいにより分かれてた公費負担医療制度が一元化され、自立支援医療費制度となりました。

重度心身障害者医療給付事業につきましては、重度心身障害者の健康の保持と社会福祉を図るため市町村が実施する事業に要する経費に対して補助するものであり現在、精神障害者については対象となっていませんが、要望の趣旨も踏まえ、今後、実施主体である市町村のご意見も伺ってまいりたい。

	쏲	ᆂ	7
ı	纱	≠=	_

(精神保健医療グループ)

要望項目

- 1 精神障害者施策の実施について
- (2)道及び国が精神障害者手帳交付に当たって写真を貼付することになったことから道内各交通事業者及び関係団体に対して北海道運輸局と も協議・連携して身体及び知的障害者と同様に割引制度を精神障害者 にも拡大するよう働きかけてください。

【道の考え方】

平成18年9月に、各市町村及びバス事業者等における精神障害者保健福祉手帳に基づく福祉サービスの実施状況について、とりまとめたところです。道としては、これまでも、各交通事業者及び関係団体等に対し、精神障害者に対する運賃割引等の拡充について要望してきたところですが、このたびの調査結果を踏まえ、引き続き福祉サービスの拡充について要望してまいりたい。

(精神保健医療グループ)

要望項目

- 1 精神障害者施策の実施について
- (3)厚生労働省は、障害者が地域移行型グループホーム及び宿泊型施設 へ移行することによって地域生活を実現したことにしようとしていま すが、道としては、従来型の地域移行の実現を促進してください。
- (4)厚生労働省は、精神障害者退院支援施設への入所により精神障害者 の社会的入院の解消を図る方針ですが、道としては、従来型の地域移 行の実現によって社会的入院の解消を促進してください。

【道の考え方】

「地域生活」とは、障がいの有無や年齢などに関わらず、希望する地域の中で自分の意思に基づき自立して、まちの人々とともに支え合いながら普通に暮らすことと考えており、「地域移行型ホーム」等の活用については、あくまでも地域移行へ向けた経過的なものと考えております。

【参考】

(自立支援グループ)

要望項目

- 1 精神障害者施策の実施について
- (5)精神障害者退院支援施設等を認めた場合は、そこでの生活について、 以下の項目に留意した対応をするようにしてください。

入院生活と同様の制限と管理をせず、プライバシーの確保等、地域生活に準じた自由な環境を確保してください。

国が示した期限内退所を厳守するとともに、退院支援施設と地域移行型グループホーム等間での入退去及び入退院が繰り返されないようにしてください。

【道の考え方】

退院支援施設などについては、長期に入院されている方々等に生活訓練を行ない、 地域生活に円滑に移行していくためのものと承知しており、「入院」生活とは異な るものであることから、当然、プライバシーの尊重や確保は重要なことと考えてい ます。

長期入院者の退院促進を図るためには、医療と地域の複合的な取り組みが大切なこと。また、退院可能な長期入院者自身も、急速な環境変化に対する心理的な不安を抱える面もあり、退院支援施設については、地域生活へ移行するために必要な支援の一つの選択肢とされているものの、様々な意見もあることから、国においては、運営を平成19年4月に延期したものと承知しています。

道としては、今後、国における検討状況など踏まえ、適切に対応してまいりたい。

r	矣	耂	٦
L	***	=	

(自立支援グループ)



2 施策実施による影響等の調査実施について

(1)他県では、障害者自立支援法施行に伴う障害者への影響調査を実施 しているところがありますが、道としても同様の調査を実施し必要な 措置を検討してください。

【道の考え方】

道では、支援費制度施行後、毎年度、居宅サービスと施設サービスについての支給 決定の状況等を把握しており、本年4月の障害者自立支援法施行後においても同様の 調査をしており、これまでのところ、サービス総体でみると支給決定は伸びている状 況にあります。

10月からは、新たな事業体系もスタートしたことから、利用状況の把握方法について、検討してまいりたいと考えております。

7	矣	耂	1
	9	$\overline{}$	_

(自立支援グループ)

要望項目	2 施策実施による影響等の調査実施について (2)道内各市町が費用負担に対して実施している独自減免の状況を教え てください。
	方】 i内の各市町村における地域生活支援事業や独自の施策の実施状況等につい おり、取りまとめしだい、お知らせしたいと考えています。
【参考】	

(地域支援グループ)

要望項目

3 その他

(1)移動支援の通勤・通学の取扱いについては、厚生労働省の見解と地方自治体の実施内容が異なっていることから道として道内各市町村へ住民ニーズに応じて移動支援を通勤・通学に適用するよう指導してください。

【道の考え方】

地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、市町村の裁量によって柔軟に取り組む ことができることとされておりますが、「移動支援事業」は、市町村が取り組まなけ ればならない5つの必須事業のうちの一つとなっております。

移動支援の実施については、従来の個別支援に加え、グループ型と車両輸送型が想 定されてているところです。

通勤・通学についての取扱いについては、これまで、市町村説明会等において、他 市町村の事例を紹介するなど、各市町村の実情に応じて、取り組みを進めることがで きるよう、周知を図ってきておりますが、引き続き、情報提供に努めてまいります。

【参考	4
-----	---

(精神保健医療グループ)

曲	亡月	T古	
7		LН	_

3 その他

(2)重度心身障害者医療費助成制度におけるフォローアップ事業として引き続き障害者が地域で自立した生活を実現するために必要な道としての独自の施策及び事業を検討しその状況を教えてください。

【道の考え方】

重度心身障害者医療給付事業の見直しに伴うフォローアップ施策については、皆様方からのご意見や議会論議などを踏まえながら、障がいのある方々の地域生活と社会参加を支えるための支援の充実を柱として取り組んできたところですが、その後、新たに障害者自立支援法が施行されるなど、状況の変化も踏まえ、今後、広くご意見を伺いながら、取組みを進めてまいりたい。

•	#	#	
ı	4	≠=	